

フード・シティズンシップの概念の明確化  
—シティズンシップ教育の理論的枠組みに基づいて—  
小野瀬裕子<sup>1,2</sup>、井元りえ<sup>3</sup>

<sup>1</sup>女子栄養大学大学院栄養学研究科博士課程、<sup>2</sup>鳴門教育大学大学院学校教育研究科、

<sup>3</sup>女子栄養大学栄養学部

日本家政学会誌、2025年、76巻、3号、pp.101-112、

DOI <https://doi.org/10.11428/jhej.76.101>

**【背景】**国際連合の持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)では、「誰一人取り残さない」として、全ての人の人権を実現する社会を目指しています。その実現のため、国際連合の教育は人権教育を基本としています。食の分野では、1992年に国際連合食料農業機関(FAO)および世界保健機構(WHO)が開いた、第1回国際栄養会議で採択された「世界栄養宣言」において、「安全で栄養学的に適切な食事へのアクセスは各人の権利である」と、食の確保は人権として示されています。2016年にFAOは、本年の2025年までを「国連栄養のための行動の10年(United Nations Decade of Action on Nutrition)」と宣言しています。

**【目的】**日本では、2005年施行の食育基本法に基づいて食育を進めていますが、同法の前文には、「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育」を進めると記されています。この内容に加えてさらに、シティズンシップ教育の理論的枠組みに基づいて、安全で栄養学的に適切な食事をして人権を実現する教育のあり方を体系的に示すことにより、持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)としての食育の教育効果を高めることができます。そこで、本研究は、日本と海外のフード・シティズンシップの先行研究の定義と概念を、人権の観点によるシティズンシップ教育の理論的枠組みで整理しました。そして、フード・シティズンシップの概念と教育理論を明確にすることを目的としました。

**【方法】**研究の対象とした先行研究の検索は、国立情報学研究所(CiNii Research)とScopus(Elsevier Science)を利用し、世界栄養宣言が出された1992年以降で、「フード・シティズンシップ」と“food citizenship”的キーワードで検索をしました。本文中に定義や概念の説明がある21の先行研究を研究対象としました。方法は、日本と海外の先行研究のフード・シティズンシップの概念と要素を抽出し、先行研究で示された概念の文章を、ユーザーローカルテキストマイニングツールを用いて分析しました。その結果から、フード・シティズンシップの概念を定義しました。そして、フード・シティズンシップの教育

理論を、人権を実現する観点で体系的に提示しました。さらに、食育にフード・シティズンシップの概念と教育理論を取り入れる意義を考察しました。

【結果】国際連盟のパンフレット『連帯』は、人間は一人ひとりが、科学的事実として自然環境と共生し、実践的責任・義務として人々と社会と連帯することで人権を実現することを示しており、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の人権の概念化に重要な役割を果たしています。その内容を分析した小野瀬（2020、2022）のシティズンシップ教育の理論的枠組みに基づいて、フード・シティズンシップの先行研究の概念を分析して整理しました。その結果、フード・シティズンシップの定義は、「フード・シティズンシップとは、安全で栄養学的に適切な食品の選択により、自然と共生して生命・健康と自由を確保し、また、他者・コミュニティ・社会と連帯して平等と公正を確保できることを理解して行動することで、生産から消費に至る持続可能なフードシステムを形成する個人の権利と責任である。」と示すことが妥当であると考えられました。そして、フード・シティズンシップの教育理論は次のように示すことが妥当であると考えられました。まず、人間は家族や地域の人々との食事を通して、自然と共生して生命と自由（自由権）を確保する知識やスキルを身につけます。その際、人間は家族や自然環境と相互依存関係にあり、平等が確保できないときは、コミュニティにおいて不平等や生活困難を科学的事実と対話により明らかにして、実践的責任・義務として家族や地域のロールモデルと連帯して、食事を確保します。そして、個人の自由を尊重して協働し、生活課題を解決する道徳をつくり、地元の食材を用いた食文化を形成することに関わり、市民的シティズンシップを育成します。それをもとに、社会では、食品の生産・加工・流通・市場等の調査を通して、連帯して健康な食事ができるように条件整備をし、新たなシステム・ルール（社会権）を考察して提案することで、社会的シティズンシップを育成します。さらに、国や国際社会では、食関連の法や制度から公正な政治を理解し、政策立案等に参加して提案すること（参政権）で、政治的シティズンシップを育成します。

【考察】日本では、文部科学省（2019）により、幼児教育から高校までの学校教育で食育を実施しており、学校給食を含む特別活動・生活科・社会科・家庭科・保健体育科・道徳・総合的な学習の時間等で教科等横断的な視点で進められています。そこに本論文で解明したフード・シティズンシップの概念と教育理論を取り入れ、生産・加工・流通・消費（調理・食事）・廃棄の食生活の一連の流れで、人権の観点から自らの権利と責任・義務を考えて、実践する食育の学習は、児童・生徒が実感を持って取り組める人権教育となり、民主的で、社会的・経済的に公正で、環境的に持続可能な社会を創る力を育成する教育になると考えられました。特にフード・シティズンシップの概念の理論的枠組みとして、「自然共生」、「コミュニティの連帯」、「社会の連帯」、「国・国際社会の連帯」の4つの分野を明確に示すことにより、人権を実現する観点から教科間の連携が構築でき、食育を人権教育として効果的に実施することができると考えられました。さらに、フード・シティズンシップ教育は、知識

と実践の相互作用のもとに生涯にわたる食育により行われるべきであり、学校教育に加えて社会教育でも、4つの分野から食育が行われるべきであると考えられました。

【本研究の画期的な点・今後の研究の方向性】日本と海外のフード・シティズンシップの先行研究の概念を、人権の観点によるシティズンシップ教育の理論的枠組みで整理し、フード・シティズンシップの概念と教育理論を明確にしました。フード・シティズンシップの概念と教育理論に基づく ESD としての食育は、生産・加工・流通・消費(調理・食事)・廃棄の食生活の一連の流れで、人権の観点から自らの権利と責任・義務を考えて実践する学習となります。これは、実感を持って取り組める人権教育であり、民主的で、社会的・経済的に公正で、環境的に持続可能な社会を創る力を育成する教育になると考えられました。今後は、家庭科の学習指導要領に記載されているフード・シティズンシップの育成につながる教育内容や方法を考察して、フード・シティズンシップ教育の内容や方法の導入について研究を進める予定です。